

様式第二十二号（第五十条、第九十一条の四十七関係）

（二）医療機器又は体外診断用医薬品の場合

動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売届出事項変更届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所

法人にあつては、名

氏名

称及び代表者の氏名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の12第2項の規定により動物用医療機器（体外診断用医薬品）製造販売届出事項の変更を下記のとおり届け出ます。

記

- 1 製造販売する品目
- 2 変更した事項
- 3 変更年月日
- 4 変更理由
- 5 参考事項

（日本産業規格 A 4）

備 考

- 1 記の1には、医療機器にあつては販売名、類別及び一般的名称を、体外診断用医薬品にあつては販売名（一般的名称があるものについては、その一般的名称を括弧内に併記すること。）を記載すること。
- 2 届出書は、正副2通を提出すること。